

令和3年12月9日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	橋本	妙子
建	設	山口	英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
企	業	橋本	秀樹
税	務	丸山	隆
子	育	平島	英敏
健	康	坂田	智子
介	護	平	武文
建	設	轟	研作
第	一	木村	孝
上	下	原	寿之
学	校	郷田	純一
ス	ポ	松尾	裕二
黒	木	松本	伸一
矢	部	月足	和憲
星	野	森松	和久

議事日程第5号

令和3年12月9日(木) 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑 (委員会付託)
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 報告第15号 専決処分について(事故による損害賠償)
- 議案第54号 八女市過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 八女市社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 八女市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 字の区域の変更について
- 議案第60号 市道路線の変更について
- 議案第61号 指定管理者の指定について(黒木地域交流センター)
- 議案第63号 令和3年度八女市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第64号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)
- 議案第65号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)
- 議案第66号 令和3年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第67号 令和3年度八女市矢部診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第68号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第69号 令和3年度八女市下水道事業会計補正予算(第1号)
-

午前10時 開議

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。本日の議案審議よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第15号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（萩尾 洋君）

この議案資料の図面を見る限り、これだけじゃ、相手方の損害500千円というのが我々は理解しかねますんですけど、もうちょっと詳しく御説明いただけますか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えいたします。

公用車側は軽トラックの後部、角部分で接触、衝突しており構造上、強い部分でありました。一方、相手方の車両、軽自動車の側面、スライドドア部分に衝突しており構造上、弱い部分でこの額になっております。

以上でございます。

○11番（萩尾 洋君）

これはお互い動いていたんですね。普通こういう場合はイーブンじゃないですか、五分五分。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

この過失割合につきましては、双方の保険会社において事故発生時の状況と判例に基づき個別の判断がされておりました。双方が合意することで過失割合のほうが決まることとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○11番（萩尾 洋君）

この図を見る限り相手方が無理やり入ってきたような印象なんですよ。バックしているところに無理やり入ってきた。以前も同僚議員が言ったと思ひますが、その写真、どれだけの損傷を与えたのか、個人情報のかんぬんと言われますが、ナンバーは隠してもらって結構です。これはナンバー写りませんからね。そういう写真を何で添付してもらえないんで

すかね。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

前回の議会でも同じような御指摘を受けまして、保険会社のほうにも、そういったことにつきましてお問合せをしておるわけでございますけれども、その場合に本人の承諾が必要であろうということでもございました。示談交渉の相手が応じてくれるかどうか、これはまた個別の状況によって変わってくるものであろうかと思っております。

前日も申し上げましたけれども、仮に車両の一部とはいえ、相手方の写真を資料として掲載することについては、示談交渉の相手方の感情やプライバシーを考慮いたしまして、大変申し訳ございませんが、控えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○11番（萩尾 洋君）

これは何か一方的としか私としては捉えられないんですよ。前回の車庫からバックで出てきた方の話もそうですけど、何かおかしいんじゃないですか。私としてはこういう言葉を使っちゃいけないけど、行政側だから泣き寝入りしなくちゃいけないとしか思えませんが、やはり事故は事故であって相手方の過失も認めにゃいかんと思うんですよ。こっちの過失もあるし、向こうの過失もあると思うんですよ。それのところを見極めて保険会社とも話し合っちゃんとした証拠写真、これだけの損傷を負わせたという証拠写真が我々としては欲しい。そうしないと金額だけじゃ納得できませんよ。いかがでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

今回の事故も前日も同様ですね、双方の車両が動いているような状況において公用車側の徐行が十分ではなかったと、そういったことや後方確認のほうも不足していましたので、そういったところから過失割合のほうは加算されたらと保険会社のほうからは説明を受けておりますというところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○11番（萩尾 洋君）

先ほど総務課長が言われましたが、相手方の了承を得なくては行けないと、写真掲載はできない。じゃ、相手方に交渉はされたんですか。

○総務課長（秋山 勲君）

実際に示談の相手方に直接は交渉いたしておりません。先ほど申し上げましたように、保険会社に対してお問合せをしたということでもございます。

○11番（萩尾 洋君）

その問合せだけで終わっているわけですよ。やはり載せなくちゃ行けないと、出さなく

ちゃいけないということを保険会社のほうに伝えられたんでしょうか、議会としては納得できません。毎回でしょう、毎回この事故報告は定例会ごとに出ています。後で同僚議員が教育問題の云々かんぬんと言うかもしれませんが、事実は事実として、こういう損傷を与えた。だから、これだけの金額なんだということを我々としては示してほしいですね。もうちょっと努力をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○総務課長（秋山 勲君）

議員御指摘のとおり、議会のたびにこういった事案を御報告させていただいておることについては大変申し訳なく思っております。

改めまして、ただいまの御指摘につきましては、内部で検討していきたいと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

十分に検討して、次回こういう報告が出るようなことがないように、そういったところの教育もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○12番（服部良一君）

今、同僚議員が言ったとおり私も同意なんです、ここの現場写真をですね、現場写真だったら交渉とかなんとかは関係ないと思うんです。書いてあるとおり学校内でしょう。校内でどの辺りでこういう事故になったという現場写真は、これは交渉必要ないわけですから、それは出せますよね、どうですか。

○総務課長（秋山 勲君）

現場写真の掲載ということでございます。先ほどの件と併せまして内部で検討させていただきたいと思ひます。

○12番（服部良一君）

これは図面どおり学校内ですよ、これははっきり言って誰でも分かる徐行です。しかも、バックは徐行のまたさらに徐行です。そして、500千円の損傷と。普通は徐行の徐行だったら500千円もへこむようにバックするかなと思うわけですね。ですから、そういうところが不信な部分を脱ぎ去るためにも、先ほど同僚議員が言ったように写真とかできるだけ掲載はやってほしいと、今回だけじゃなくてずっと、これからあっちゃなんです、もしもあったときとか、車同士だったらまだしも、これが子どもの自転車だったらどうだろうかと、そういうことも考えにやいかんでしょう。ですから、そこの辺はある程度は頑張ってください、なるべくこんなことでしたんすよと示すことは努力していただきたい。よろしいでしょうか。

○議長（角田恵一君）

答弁要りますか。（「じゃ、お願いしておきます」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。

○10番（牛島孝之君）

お聞きします。まず、バックで移動したと。今は駐車場というのはまずバックに入れてくださいと。これはなぜかという、各駐車場においてバックによる事故が非常に多いと。ならば、最初からバックで止めておきなさいと指導すればいいわけですよ。公用車についてはどちらに出るか分かっておるんだから、最初からバックして止めておきなさいと、副市長いかがですか、そういう指導は。それについて今後どう思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

議員御指摘のとおりだと思います。

交通安全の部分については、またしっかり全職員に対して徹底していきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

私も交通安全協会の役員をしておりますが、駐車場においては出やすいようにバックで止めてくださいと、そうすると、こういう事故はなくせるわけですよ。それをぜひ公用車においては、止めるときには出るところが分かっておれば当然バックで止めておきなさいという指導をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○8番（高橋信広君）

今お話のとおり、まずあってはならない場所で、やっぱり学校校内というところでこういうことが起こるといのは、それと、金額からして相当なやっぱりバックのときのスピードがあったとしか考えられないですね。多分、当然ながら保険との交渉ですけど、市のほうが相当な負担があるということについては、まず確認というところで、ドライブレコーダーは両方、どっちかついていましたか。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

公用車につきましては軽トラックということでもございますが、ドライブレコーダーのほうは設置をしておりますが、前方だけのドライブレコーダーになっておりますので、よろしく申し上げます。

○8番（高橋信広君）

相手のほうは。相手は。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

相手方のほうは今、確認取れておりません。

○8番（高橋信広君）

いずれにしても、これは公平な目というか、最終的にはそういう比率で納得されたわけですから、どう考えても市のほう、市職員の非というのが非常に大きいなと思っています。

想定ですけど、相当なスピードの中でぶつかったと。普通でしたら入ってくる側、そこでゆっくり来られてドンというかなりの衝撃でこれだけの金額になったと思うんですが、もう一つ、しょっちゅうこういう交通事故ありますけど、ひとつお聞きしたいのは交通事故、この方が何度やったか知りませんが、何回も何回もやったときにはやっぱり懲罰ということも必要だと思うんですね。八女市の中に、いわゆる懲罰の規定、あるいは基準という交通事故に対して、これについては調べたところございませんけど、これは今後ぜひ検討していただきたいのと、当然ながら懲罰に合わせて懲罰委員会等設置、隣の筑後市なんかは設置されています。それから柳川市もあります。これについては総務部長どうお考えですか。

○総務部長（原 亮一君）

交通事故関係に対する非違行為といいますか、職員の行為につきましては、重大な過失でありましたり相手方に重大な負傷を負わせた場合、いわゆる刑事罰等の対象になるような場合については、当然懲戒処分の対象になる場合もございます。しかしながら、一般的にこういうケースにつきましては、懲戒の処分の対象とされていないということは、これまでもお答えしたところでございますが、繰り返すような場合であれば指導という形でしっかりと対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ということは、懲罰に対しての基準とか、そういう設置は、設定はしないということで、今の回答はそういうことですか。

○総務部長（原 亮一君）

起こした事故の内容によりましては、いわゆる懲戒処分の対象となる場合もあるということとは現在も基準としては持っているところでございます。

○8番（高橋信広君）

ただ、その基準というのが、しっかりと規定とか基準というのが明記はないと思いますけど、これについて策定する気はあるのかないかということです。

○総務部長（原 亮一君）

交通事故に限らず職員の非違行為につきましては、基準については内規として定めさせていただいているところでございます。

○8番（高橋信広君）

内規としてあるということですね。これは公表できていないということですか、そういうことですね。

○総務部長（原 亮一君）

はい、そういうことでございます。

○8番（高橋信広君）

先ほど言いました筑後市とか、それから柳川市はしっかりとした基準はつくっておられます。こういうことはぜひ前向きに検討していただいて、抑止力という言い方はよくないんですけど、やっぱりしっかりとした交通事故をどうしたら抑制していくかというところについては考えていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、ドライブレコーダーの装着については大分上がったとは聞いていますけど、これは何%ぐらい今あるんですか。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

ドライブレコーダーの取付けにつきまして令和元年度から積極的に御指示いただいていたところもございましたので、積極的に設置を促しております。現在のところ台数で申し上げますと、市が管理している公用車がおよそ370台ほどございまして、そのうち市の職員が直接使用している車両が290台ほどとなっております、そのうち170台には、頻繁に使用率が高いような公用車につきましては積極的に今導入をいたしているような状況です。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ぜひ多くの車両にドライブレコーダーを装着いただくということを最後は要望して、終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第54号 八女市過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 八女市社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略すること決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略すること決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

市長の提案理由書を読みましたが、これでは内容がほとんど理解できませんので、もう少し詳しい説明をお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

御説明いたします。

今回の改正につきましては、分娩、出産に関して発症しました重度脳性麻痺の子どもとか、その家族の経済的負担を速やかに補償するという産科医療補償制度というものがございまして、その掛金が今現在は16千円となっておりますものが12千円に引き下げられるというものでござい

ます。それに伴って出産一時金でお支払いしているものが、その掛金分は引き下げられますが、420千円という総額については維持するということが決まっておりますので、実際は本人さんへの給付が4千円引き上げられるというものでございます。条例上16千円から12千円に引き下げていくということを今回お願いしているものでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

産科医療補償制度、これについて説明をお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

産科医療補償制度でございますが、先ほど申しましたように、分娩の際に重度脳性麻痺の子どもの場合、その後の負担等を軽減するためにそういった制度がございます。そして、そういった方への給付を5歳まで行う制度でございます。

○17番（森 茂生君）

手元の資料では、この改定概要を見ますと個別審査を廃止し一般審査に統合するということが載っております。そして、在胎週数が28週以上であることと変わったようではございますけれども、この個別審査を廃止し一般審査というものはどういったものか、ちょっと私たちには理解できませんので、よろしく説明をお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

私も詳細にはなかなか分からない部分はあるんですが、一応議員がお調べされているような形で、今まではそれぞれ出産体重が1,400グラム以上かつ在胎週数が32週、それと、もう一つがそれぞれの状態での内容が詳細に記されております。それを今回の改正によって来年1月1日以降は週数のみの審査ということで、なるべく早く届けをする趣旨が含まれているのではないかなと思っております。

○17番（森 茂生君）

先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺となって、先天性や新生児期は対象外ということだと、これを読む限り理解できますけれども、いわゆる先天性の脳性麻痺やら新生児期の場合には出ないということで理解してよろしいんですかね。

○健康推進課長（坂田智子君）

そのように認識しております。

○17番（森 茂生君）

分かりました。分かりましたけれども、まず、どれくらい補償費が出るのかというのが1つお尋ねです。

それと、脳性麻痺の経済的補償、経済的負担を軽減するための補償、そしてもう一つ、脳性麻痺発症の原因を分析し、いろいろあつて情報を提供するなどしてということで単に補償

だけではなく、情報を提供しなければならないようなニュアンスが述べられております。単に補償するだけではなくということは、この脳性麻痺そのものがまだ完璧に原因が究明できていなかったりする可能性があるのかなど、これを読む限り思ったわけです。そこら辺の説明を申し訳ありませんけど、もう一度お願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

まず、補償内容につきましては、準備一時金ということで6,000千円、その後は毎年1,200千円を20回ということでその分が24,000千円、合計30,000千円という補償内容になっております。

それから2点目の質問でございますが、いわゆる先天性とかを除くということであれば出産による事故的なものということの認識をしておりますので、やはり今後そういった事象をなるべく避けるためへの情報提供をしていく必要があるということで、そういった取組をなされているものと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

この事務連絡というのが、読ませてもらいますと、補償申請期限が満5歳の誕生日を過ぎたために補償を受けられない事態が生じておりますというようなのが載せてあります。ですから、関係いただいた住民などに広く漏れがないように周知をお願いしますという事務連絡が来ているかと思えます。

それで、これを読む限り満5歳の誕生日を過ぎたら申請そのものができなくなる、30,000千円という大変なお金ですけれども、それが申請できなくなるという可能性があるのと、これは取れます。ですから、問題は漏れなくするために市町村がいかにかそういう人たちを把握して漏れなく申請をしていただく、それが一番肝腎なことかと思えます。

ですから、普通の場合、母子手帳とかいろいろありますけれども、周知の方法、あるいはそういう対象者に個別にきちっと周知をして一人も漏れなくする、その周知の方法、そこはどようされているのか、お尋ねします。

○健康推進課長（坂田智子君）

市町村での周知ということでございますが、すみません、詳細に私も個別に市としてはしていないかと思えますけれども、出産の際にこちらは実際分娩される、出産される医療機関での手続をまず妊婦さんにとっていただくような形となりますので、一応そういったケースの場合は医療機関のほうからきちっと御案内をされて、当然そういった場合はありますと御案内があっているかと思っております。

もしそういった御相談があれば市としても、当然そういった制度がありますということで御案内をしていきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

これを見ますと母子手帳の交付の際、チラシなんかをきちっと配布しなさいと書いてあります。そして、妊産婦が訪れる機会の多い場所に別添のポスターを提示してくださいともなっています。そして、もう一つは障がい者福祉担当課、脳性麻痺等の家族が訪れる機会の多い場所にまたポスターを貼ったり、周知をしてくださいというのが具体的にここに載っているんですけども、そういうのは漏れなくやっていますか。今の説明ではどうも周知ができていないような気がしたんですけども、そこら辺のところをされているかどうか。ポスターが来ているはずですが、これを読む限り。それをきちっと貼りなさいとなっていますので、そこら辺どうなっていますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

すみません。私自身が認識していなくて申し訳ございませんが、ポスター等の掲示については確認をしておりますませんでしたので、ただ、実際にそういった対象の方、出産されたお母様とか障がい者の担当部署等も行かれることはあると思いますので、それを今後確認して、当然ポスターが来ていたら掲示をされているかと思っておりますので、ちょっと確認をしていきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

先ほど言いますように、漏れてもう過ぎてしまったというと30,000千円という大変なお金はその人の障がい児を抱えている中でもいなくなってしまう可能性がありますので。

それからもう一つ、母子保健担当、あるいは福祉担当、ホームページにも制度の概要を掲載していただくようにということでこの通知に載っています。ホームページにはきちっと載っていますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

すみません。ちょっと確認をしております。申し訳ございません。

○17番（森 茂生君）

そしたら、後で確認をしてお知らせいただくようお願いしますし、掲載がなかったらやっぱりこういうわざわざ通知で国から来ているのに、しなさいとなっていますので、そこら辺の対応はよろしくお願いします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 八女市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○6番（田中栄一君）

この条例の改正についてお尋ねします。

勤労青少年ホームの体育施設への用途変更に伴いまして、八女市体育施設の条例の一部を改正されるということなのですが、この青少年ホームの築年数と、それから近年の利用状況、これについてお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

お答えいたします。

築年数につきましては、昭和55年に条例が施行となっております。

利用状況につきましては、体操、ダンス、剣道等の社会体育の利用が主なものになっておりまして、令和2年度は743件、9,102名の利用です。コロナの影響もございましたので、令和元年度を参考までに申し上げますと、1,020件、1万5,147人の利用となっております。

○6番（田中栄一君）

かなりの利用があっていると理解いたします。

それで多分、勤労青少年ホームという名前がついていますので、この施設自体国庫補助事業によって建設されていると私は思っておりますが、補助事業は昭和55年ですからもう大分経過していると思うんですけども、会計検査の対象事業なんですよ。その検査の対象事業から外れているのか、検査の対象事業から外れる場合は用途廃止とか、そういう部分に

よってなると思うんですが、ここら辺についての見解をお願いします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

お答えいたします。

この勤労青少年ホームにつきましては、平成27年の法改正時に根拠法令の規定が廃止となっております。したがって、国庫補助金の返還の対象とはなっていません。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

勤労青少年ホーム条例第4条、職員が定義されております。館長及び職員を置くということで。多分、スポーツ振興課のほうで兼務されているのかなとは思っておりますが、それで間違いありませんか。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

おっしゃるとおりでございます。

○6番（田中栄一君）

次に、同じ条例の第11条、使用料の関係です。ホームの使用料。八女市内に居住又は雇用されている15歳以上25歳以下の勤労青少年であらかじめ所定の登録をし、利用証の交付を受けた者は無料となっております。この利用証の交付をされている方というのは人数が分かりましたらお願いいたします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

現在、2団体ございます。（発言する者あり）人数については、ちょっと把握しておりません。

○6番（田中栄一君）

体育施設条例のほうを確認したんですけど、利用料、使用料関係については減免規定しかないんですね。要するに今登録されている方、団体、ここら辺が不利益を被られるんじゃないかなと思っておりますけど、そこら辺についてどうお考えでこの使用料については進められるのか、お尋ねします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

現在、2団体登録ございますが、勤労青少年ホーム条例にございます15歳以上25歳未満の勤労青少年の要件に現時点ではもう該当しないような状況になっております。体育施設のほうは議員おっしゃるとおり、減免の制度でございまして、小中学校のスポーツ団体並びに高齢者等につきましては、また、公の事業等につきまして減免の措置を講じているところでございます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

利用対象がないということですので、不利益を被られる方はいらっしゃらないと思っておりますけど、この勤労青少年ホームの当初の設置趣旨をきちんと考えられて、今後の運用にも当たっていただきたいなという希望を申し上げて、終わります。

○8番（高橋信広君）

体育施設への用途変更となっておりますので、今はこの別表にある上から別途会議室とか書いてありますが、これは用途変更後、あるいは用途変更はこれからということか、まず確認をお願いします。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

名称のほうはこのような形で改正いたしますが、構造等用途につきましては変更ございません。

以上です。

○8番（高橋信広君）

変更ないということですね。それで、右側に価格がこれは使用料として9時から17時、17時から22時という左、右ということによろしいですか。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

おっしゃるとおりでございます。

○8番（高橋信広君）

それで、一番下の別館第2研修室、こちらの17時から22時が440円というのが、これは体育施設の中には500円と440円と違うんですが、最終的に440円になった理由を教えてください。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

今回、この改正をしますときには、今あります勤労青少年ホーム条例の単価をそのまま移行しております。今回は変更していないということでこちらのほうは考えております。

○8番（高橋信広君）

もう一度確認ですけど、この体育施設としての使用、ここの左側を書いておられること、例えば、ここは卓球室にするとか、そういうことじゃないということで理解していいんですか。

○スポーツ振興課長（松尾裕二君）

研修室でございますので、多目的な利用が可能ではなかろうかと考えております。

○8番（高橋信広君）

ということは、多目的に体育施設として利用していいということで理解しておきますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○7番（堤 康幸君）

この市道路線の変更ですけれども、一般県道岩野黒木線、四条野橋の架け替えに伴ってということですが、この架け替えに対しての今後の予定です、概要が県から示されておるようであれば教えてください。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

現在、県のほうで用地買収、その辺進めてありますけれども、やはり用地買収があるので、はっきりとした事業完了年度というのは示されておりませんが、通常橋梁架け替えになりますと3年から5年かかるものと思われま。

以上です。

○7番（堤 康幸君）

この議案資料の中の図面からいうと下流部のほうに架け替えということになりますけれども、現況はどうなるか、そこら辺のところはまだ分かっておりませんか。

○建設課長（轟 研作君）

今の道についてはそのまま残して市道として使わせていただきたいと考えております。

（「橋」と呼ぶ者あり）橋は落とします。（発言する者あり）はい。

○7番（堤 康幸君）

分かりました。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 指定管理者の指定について（八女市黒木地域交流センター）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議

長を除く19人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第64号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和3年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 令和3年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 令和3年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、あしたは休会といたします。

会期日程に従い、13日からは委員会となっておりますので、審査のほどをよろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分 散会